

「指定居宅介護支援」重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	合同会社カインド
代表者氏名	代表社員 杉ノ内由美
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	高松市香川町浅野 964 番地 12 電話 090-9453-7680・ファックス番号 087-889-3998
法人設立年月日	法人設立年月日 令和6年2月9日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	居宅介護支援センター カインド
介護保険指定 事業者番号	指定 3770111866
事業所所在地	高松市香川町浅野 241 番地 2 メゾンふなおか 101
連絡先 相談担当者名	電話 090-9453-7680・ファックス番号 087-889-3998 担当者氏名 杉ノ内由美
事業所の通常の 事業の実施地域	高松市及び三木町、さぬき市等

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定居宅介護に係わる福祉サービスに関し、人員、運営及び管理に関する事項を定め、要介護者に対し、事業の適正な運営と適切な指定居宅介護等の提供を図ることを目的とする。
運営の方針	要介護状態となった場合でも、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ日常生活を営むことができるように配慮を行う。 利用者の心身の状況、そのおかれている環境に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮を行う。 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が不当に偏することなく公正中立に行う。 地域の結びつきを重視し、市町村、他の介護福祉サービス事業者その他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供するものとの連携に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日、12月29日から1月3日迄は休日）
営業時間	8：30 から 17：30 但し電話等により緊急時の連絡が可能な体制である。

(4) 事業所の職員体制

管理者	杉ノ内由美（主任介護支援専門員・兼務）
-----	---------------------

職	職 務 内 容	人 員 数
介護支援専門員	居宅介護支援業務を行います。	常勤 1 名 非常勤 名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤 名 非常勤 名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料（月額）	利用者負担額（介護保険適用の場合）
① 居宅サービス計画の作成	別紙１に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となりますものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 （全額介護保険により負担されます。）
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況の把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護１・２	要介護３～５
	居宅介護支援費Ⅰ 11,088 円	居宅介護支援費Ⅰ 14,406 円

※地域区分割合（10.00 に対し 10.21）をかけた額を含む。

	加 算	加算額	内 容 ・ 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算	3,063 円	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 I	2,552 円	入院当日に病院等の職員に必要な情報提供をした場合 (I)
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 II	2,042 円	入院の日から3日以内に病院等の職員に必要な情報提供をした場合 (II)
	退 院 ・ 退 所 加 算 (I) イ	4,594 円	入院等の期間中に病院等の職員と面談を行い必要な情報を得るための連携を行い居宅サービス計画の作成をした場合。 (I) イ 連携1回 (I) ロ 連携1回 (カンファレンス参加による) (II) イ 連携2回以上 (II) ロ 連携2回 (内1回以上カンファレンス参加) (III) 連携3回以上 (内1回以上カンファレンス参加)
	退 院 ・ 退 所 加 算 (I) ロ	6,126 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (II) イ	6,126 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (II) ロ	7,657 円	
	退 院 ・ 退 所 加 算 (III)	9,189 円	
	通 院 時 情 報 連 携 加 算	510 円	1 月につき (病院もしくは歯科医院)
	ターミナルケアマネジメント加算	4,084 円	在宅死亡の末期の悪性腫瘍の利用者に対し24時間連絡体制を整備し必要に応じ居宅介護支援を提供した場合
	緊急時等居宅カンファレンス加算	2,042 円	病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問しカンファレンスを行いサービス等の利用調整した場合

3 その他の費用について

① 交通費	基本なし。但し、必要に応じ駐車場料金が発生する場合に依頼をすることがあります。
-------	---

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

ア ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

5 利用料及びその他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料及びその他の費用の請求方法等	全額介護保険給付されるものにて、請求はございませんが介護保険未払い等にて給付制限のある場合、いったん10割の支払いを求める場合がございます。
---------------------	--

6 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について

- (1) 利用者は、介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができますので、遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (4) 病院等に入院しなければならない場合には、退院後の在宅生活への円滑な移行を支援等するため、早期に病院等と情報共有や連携をする必要がありますので、病院等には担当する介護支援専門員の名前や連絡先を伝えてください。
- (5) 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分に配慮を行います。また自ら提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 杉ノ内由美
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待発見時には速やかに市町村の窓口に通報し、事業所は通報の手続きが迅速かつ適切に行えるようにします。
- (6) 市町村等が行う虐待等に関する調査等に協力します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その
--------------------------	---

	秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議や地域ケア会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ・ 苦情があった場合は、直ちに相手方に連絡を取り、直接訪問をするなどして、詳しい事情を聴くとともに、事実の確認を行う。
- ・ 検討の結果、翌日までに具体的な対応、処理を行う。
- ・ 相談・苦情の状況について、記録を保管し、再発防止に努める。
- ・ 改善後の状況について確認を行う。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 居宅介護支援センター カインド 管理者 杉ノ内由美	所在地 高松市香川町浅野 964 番地 12 電話番号 090-9453-7680 ファックス番号 087-889-3998 受付時間 8:30～17:30
---	---

高松市役所介護保険課	所在地 高松市番町1丁目8番15号 電話番号 087-839-2636 ファックス番号 087-839-2337 受付時間 8:30～17:00（土日祝休み）
国民健康保険団体連合会	所在地 高松市福岡町2丁目3番地2号 電話番号 087-822-7431 ファックス番号 087-822-6023 受付時間 8:30～17:00（土日祝休み）

12 業務継続計画の策定等について

- ・感染症及び自然災害において、発生時に対する利用者への指定居宅介護支援の提供が継続的に実施出来るための業務継続計画の策定を行い、必要な措置を講じます。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて教務継続計画の変更を行います。
- ・研修を定期的に行い、その研修の実施内容についての記録の保管及び介護支援専門員に研修内容の周知・共有を行う。

13 ハラスメントについて

事業者は、適切な指定居宅介護支援提供を確保する観点から、職場において行われる、性的な言動または優越的な関係を背景とした言動等があつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えた者により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を行います。

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

事業者	所在地	高松市香川町浅野 964 番地 12
	法人名	合同会社カインド
	代表者名	代表社員 杉ノ内由美
	事業所名	居宅介護支援センター カインド
	説明者氏名	介護支援専門員 杉ノ内由美

上記内容の説明を事業者から確かに受け、その内容に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。利用者から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介や説明を求めることができます。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族との面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービスの選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
 - オ 利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的な指定居宅サービス等の利用が出来るように配慮を行います。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の

変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。

(別 紙 2) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護 29%

通所介護 18%

福祉用具貸与 41%

地域密着通所介護 12%

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	株式会社ケア・ステーション35.5%	医療法人社団雄翔会28.0%	有限会社東明商事10.8%
通所介護	株式会社ケア・ステーション 57.6%	社会福祉法人はつき会20.3%	ウエルビーイング峰山 10.2%
福祉用具貸与	株式会社トーカイ41.0%	株式会社ヤマシタ14.9%	株式会社 ヤエス12.7%
地域密着通所介護	エイトヒルズ・コーポレーション30.8%	株式会社ケア・ステーション 28.2%	医療法人社団雄翔会・株式会社ココロココ 15.3%

判定期間 令和 7 年度

☐前期 (3月1日から8月末日)

☒後期 (9月1日から2月末日)